

(4) 既存の緑を守るための新たな取組

今後10年間に確保することが望ましい既存の緑である確保地<水準1>から<水準3>とこれ以外の確保候補地は、原則として

緑の基本計画等との整合を図り、また策定時点での各自治体の判断により示していますが、保全を確実にし、取組を一層強化するためには、系統ごとに効果的な、新たな施策を展開することが必要です。

今後、系統に即して先導的に取組むべきプロジェクトを以下に示します。

丘陵地の緑の保全 - 丘陵地スーパーパーク構想 -

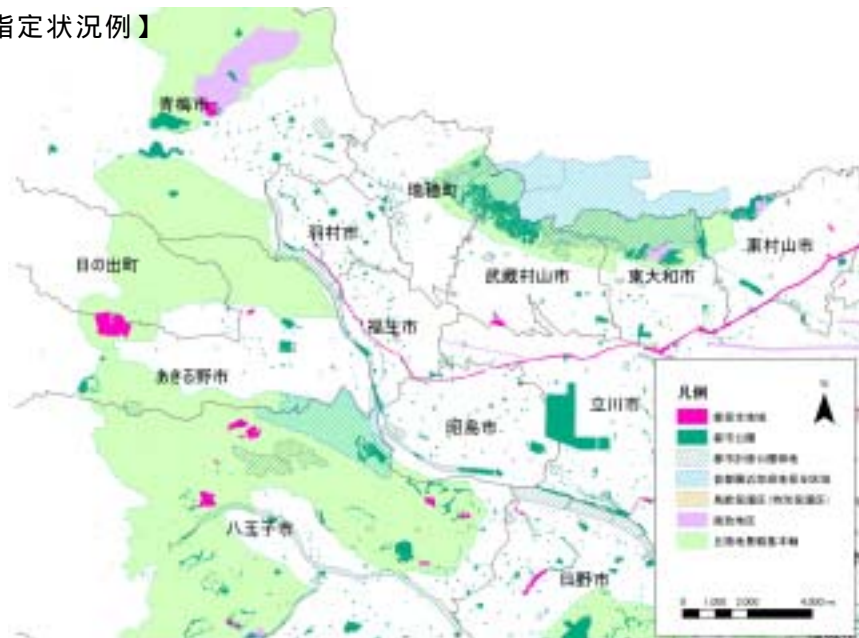
ねらい

丘陵地では様々な緑の保全制度が混在しており、より一層の保全を推進するためには、制度間の調整と相互の活用を積極的に図っていく必要がある。このため、各丘陵地を1つの公園とみたてた保全の方針を「丘陵地スーパーパーク構想」(案)として策定する。

具体的取組

- ・ 環境保全、都市計画、公園整備などの都区市町村関係部署による協議体を設置
- ・ 特に都条例の保全地域、特別緑地保全地区、都市計画公園・緑地など保全効果が高い制度を中心に、各制度の役割分担と保全戦略を整理
- ・ 各制度の指定・整備計画を一定期間を掛けて取りまとめ

【現制度指定状況例】



取組の主体

- ・ 東京都が主体的に取り組み、市町村は策定に協力

対象となる系統

山地・丘陵地・崖線・平地林・河川・屋敷林・寺社林・農地

崖線の緑の保全

ねらい

崖線の緑は、都市の緑のネットワークや地域の景観形成上、重要な役割を担っており、行政界を超えて、一体的に保全を推進する必要がある。

具体的取組

- ・ 立川崖線を主体とする多摩川由来の崖線（仮称）への取組をモデルとし、関係市と東京都で検討する協議体を設置
- ・ 上記崖線の検討後、南北崖線、国分寺崖線についても実施予定
- ・ 崖線の緑の保全の重要性を普及啓発するシンポジウムや崖線を分かりやすく見せるマップの作成、崖線の現況を把握する調査などを実施
- ・ 緑地保全、建築・開発規制、景観形成など各種制度を組み合わせた保全手法や適切な維持管理手法などを取りまとめた崖線の緑を保全するガイドラインを策定、実現に向け取組

取組の主体

- ・ 関係する区市町が主体、都は広域的観点から技術的支援や調整を担当



対象となる系統

山地・丘陵地・**崖線**・平地林・河川・屋敷林・寺社林・農地

特別緑地保全地区の指定推進

ねらい

都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」は、相続税の評価減や土地の買取に国庫補助金を適用できるなど、民有地の緑地保全に有効な制度である。制度の普及、指定を積極的に促進する。

具体的取組

【制度の周知】

- ・ 都区市町村共同の手引書を作成し、緑地所有者に対して普及啓発
- ・ 自治体の関係者に対し、制度普及に係る合同の研修会を実施

【買取対策】

- ・ 地権者に対し、保全の必要な区域である旨の理解を得、税優遇のある制度であることを説明し、指定
- ・ 該当箇所を方針上に位置付け
- ・ 買取要請の可能性に備えて、国庫補助制度に加え、都費補助制度の創設など、十分な事前準備体制を構築

【維持対策】

- ・ 最低限の維持対策をルール化
- ・ 都市緑地法に基づく「緑地管理協定」や「市民緑地制度」の併用を進め、所有者の維持管理の労力と税コストを軽減
- ・ 維持管理に意欲のあるNPOなどに、民間基金などと連携し、活動資金を支援

取組の主体

- ・ 関係する区市町が主体、都は広域的観点から支援 民間基金の支援

対象となる系統

山地・丘陵地・崖線・平地林・河川・屋敷林・寺社林・農地

屋敷林保全プロジェクト

ねらい

屋敷林は、武蔵野らしさやその地域らしさを感じることでできる貴重な存在となっており、個人の資産ではあるが、今日の環境形成への重要性に照らして、地域共有の緑の資産として、保全していくことが重要である。

保全を進めるには、土地保有コストの負担軽減、開発や相続時における対応、屋敷林保全の普及・啓発など、総合的に取り組む必要がある。

具体的取組

【土地保有コストの負担軽減】

- ・ 民間基金と連携した屋敷林保全ボランティアの育成と活動支援
- ・ 屋敷林所有者に対し、保全のために有効な制度等の情報提供

【屋敷林の重要性を普及・啓発】

- ・ 民間企業の支援と意思がある屋敷林所有者の参画を得て、「(仮称)東京の屋敷林を守る会」を創設し、更なる賛同者を拡大
- ・ 東京の屋敷林の重要性をシンポジウム等を通じて啓発し、その意義をPRするパンフレットを作成

◆土地区画整理事業において屋敷林の保全を重視した事例

- ・ 屋敷林を現状のまま都市計画公園として位置付けることで、通常の公園と合わせて事業地の3%を超える面積を確保する例
- ・ 3%を超える部分の公園には、用地費相当の都の補助金が充当される。



取組の主体

- ・ 関係する区市町が主体、都は広域的観点から支援

対象となる系統

山地・丘陵地・崖線・平地林・河川・**屋敷林**・寺社林・農地